

○建設委員長(塩野鉄之助君) 二指五が二つに示すので、請願審査報告書で申しあげます。

(請願審査報告書朗読) 引続き参照は、お本件(の)審査の経過を補足して説明いたします。

審査に先立ち、まず本委員より、現地に視察したことの申しを述べ、現地を視察し、審査に入り、委員から、方面について誤解を招くところがあるかも知れないが、家庭の排水と下水溝を設置し、公理にしたというものであり、二つに分けて技術的に正しく、現地から下水溝、ヌカホールまで、パイプで通うが、其地排水は使用できず、これにはよくおり、監査等があるときは、合流に付たところの状況で、はるかに異なる等の説明があり、理事者におきく技術的に正しくかと思いが、甚かしく、この本委員の意見により、本請願については採択と決定いたしました。

よろしくご理解のうえ、ご決くださるよう、お願い申し上げます。

また報告いたします。



○議長(石川信義君) 以上、委員長の審査報告は終了です。

(一)より本委員長報告に付する質疑と行はいます。

○議長(石川信義君) 以上、質疑を終ります。

おはかりいたします。請願ヤ一号に付する委員長の報告は採択と決定であります。本委員は委員長報告のとおり決するに、要議、ごういませへか。

(一)要議、はこと呼ぶ者あり。

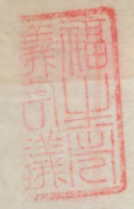
○議長(石川信義君) 二、要議はこと認めます。よろしく、請願ヤ一号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

○議長(石川信義君) 二時三十分まで休憩いたします。

午後二時三十分 休憩

午後二時三十分 再開

○議長(石川信義君) 休憩前に引き続き、公議を閉じます。



陳一審 陳二審



議長(五)信義君 日程ヤナ三陳情ヤナ号駐留軍防働者の雇
用決定は東の坂本の確立と離れ後の保護措置の充実に
に因り法人東京駐留軍離れは東セクター育成強化に因する
陳情書と議題といふ事なり。

本件については厚生委員会に審査を託してありするの事
負長から報告願います。 厚生委員長 い場仁七君

厚生委員長(い場仁七君) 指図がございまして、このス
ラスタにたてます。

陳情審査報告書朗読(別添参照)

本件については審査の結果につき補足し申しを上げま
す。

本陳情は阪手ヤ二月十二日のヤ四回定例会におき、当委
員会には託されたもので、その要旨とするところは、米国の海
外ドに防犯にとりて、米軍基地に勤務する日本人労働者の
下量解雇になする雇用決定は東の確立と、離れは東の抗

福生町議



育強化および離れセクターの育成強化について関係自治体
に陳情されたもので、当委員会には託された以後本目子三
回にわたって審議し検討した。特に離れは東セクターの募集
事務理事も末に願う、事情の説明を願う、その間、勤
何にも注意し、また陳情の一部については、事務委員会の意見を
求めることも必要であるとの意見もある、審査を重ねるが、
二か月の委員会活動の中で判明したことは、今回米軍は八月
一日子に総額三千三百四十九名の下量整理を打ち出し、
基地に因りては飛行停止にとりて、更に政府雇用および直
接雇用を合せて七十九名の多量にのぼり、この三百九十
二名の横田基地への配置転換をするところも、またこの七十九
名の整理の必要と認め、関係者の先入と申しますか、一般と
異なるものとなり、当然におき、各々が整理し、現在失業保
険を待給中であり、平均四十四名の働きの盛りの方ばかりであ
る。セクターになしても駐留軍用員従事者といふべく、一徹
従事者になしても再就職の相談にたてるといふことであり

へんず。その中で下探探を主張したのが本質長であつて、また
ウレクがバヤオ法事の考え方から下探探としたわけである。
まず、ウレクが探探とほつてゐる。総務委員会で下探探とは
つく、厚生委員会で探探とほつたと。ウレクは連合署直に
するゆゑにもなくはない。二つほどちうどとつて、ウレクは
ほつてしまふ。二つ、ウレクと考へらうと、この報告書を返らぬ
たのか、ウレクがお願いしたいです。

○ 藤長石川信義居 厚生不負長 小堀仁七度

○厚生委員長(小堺仁七君)
事務委員長(今之下探探と決定之ハト)

は思ひありませし。また、~~世に~~お自任はにおきましても、幸に
本委員会が決定するべきものだと考へ、そので厚生委員会にお
はかりして決定し、ありますので、よろしくお願いいたします。

○蕭長(及川信義)是
九番下野行下志

○九番（下野村長）　その子と総務委員長が二の連合審査
で協議した二の問題に於いて総務委員会では不採択と

福生町議 会

くりすか、またエブザリー船に厚生委員会に建
 込めたものの内巻を検証されたのか、その点見解を
 お願いいたします。

○ 謙長 (石川信業) 居十七番 下名希仁君

○正番(下汲番併是)連合審査の目的はあくまでも回答のめ

ゆるブラウンスというか、ウェートがどううにあるかというのと、
厚生委員会には託というのとにほつくると思いますが、
が意見を聴きたいのは税金に關するものでございまして、
これに關してはやはり委員長席には厚生委員長がつか
おりまして、発言におきましては厚生委員会で意見決定

○ 篠原 石川 信義 君
以上 質疑 終了 下

おはかりいたします。陳情カテ号に於ける委員長の報告は採択と決定であります。本日は委員長報告のとおり決するに同意ありませんか。
(委員長はと呼びかけあり)

○議長(石川信義君) 二番議決のこと認めます。 ちうく陳情を号
 は本議長報告のとおりに決定した一であります。

○議長(石川信義君) 日程ヤ十四議案三十四号市制施行の促進に
 関する決議を議題といたします。

事務局長とて議案の朗読をいたします。

(島田議合事務局長朗読) 省略

○議長(石川信義君) 以上で朗読は終了いたします。
 本議について提案理由の説明を求めます。 十三番中存
 国た君

(十三番中存国た君登壇)

十三番中存国た君 指摘がありまして、この提案者と代表いたし
 ます。元より本議になする提案理由の説明を求めます。
 市制の施行につきましても、先般は数年以前から関係
 に呼びかけ、その実現に諸先輩は鋭意努力を傾け、今
 日たつた。中存国た君が、不幸にこの実現を見ず、今日にた

福生町議会

りまう。たが、二年前の五月にたつて、明治百手と記念
 こころ口三万と有する所の一部におく、新市制實現促進の
 理がはうはいつと起り、やがて全に関係にも呼びかける
 ことになりました。過る昭和四年三月七月十一日、福生
 に向き相集い、終心を示す。下場一政で、新市制實現全に期
 成合を達成、石川市長が副会長に就任、以来国会になし
 止ほさず、新市制實現の運動を展開して参り、その努力
 のかいあつて、三月二月同日、衆議院を通過、ここに
 市制法の一部改正法律案が成立、これをみたすので、二に
 なる市の組織につきましても、本席におき、私が説明の要は
 ほど有さず、二の組織のとおりに参ります。地は、民のた
 所に喜んでいたえ、不承不承です。おに、おは、自來市制
 施行を目途とし、住民になし、二の、ア、下につとめ、多数
 成意見を得るにいたり、今朝實現の願ひの強さに、議合と
 ち、傍觀し、下、民意を反映した議決をするこの必要を感
 じ、市制、議員諸氏の賛同を得るに、二に成案をたて、不承